

最高裁秘書第3573号

令和3年12月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月29日付けで奈良地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和3年6月16日開催の長官所長会同で表明された、奈良地家裁所長の意見を作成した際に作成し、又は取得した文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第3809号

令和3年12月9日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第32号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3808号

令和3年12月9日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日開催の長官所長会同で表明された、奈良地家裁所長の意見を作成した際に作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月4日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第32号

(2) 謝問日

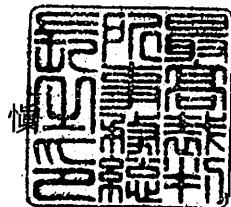
令和3年12月3日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、奈良地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、6月16日開催の長官所長会同で意見を表明したのであるから本件開示申出に係る文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

令和3年6月16日開催の長官所長会同で表明された、奈良地家裁所長の意見を作成した際に作成し、又は取得した文書

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、10月29日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出については、申出内容を「令和3年6月16日開催の長官所長会同における奈良地家裁所長の意見を作成する端緒からその完成に至るまでに作成し、又は取得した文書」と整理した上で、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、上記の長官所長会同で意見を表明したのであるから本件開示申出に係る文書は存在する旨主張する。

しかし、長官所長会同は、長官及び所長が当面の司法行政上の問題点等につ

いて自由な協議を行う場であることから、その意見表明に当たり、必ずしも組織的な意思決定を経て意見の内容を確定させる必要はない。また、仮に何らかの組織共用性のある文書が作成又は取得されたとしても、前記長官所長会同の性質を踏まえると、用済み後に廃棄されていると考えられる。そのため、原判断庁において、文書が実際に作成又は取得されたのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

(3) よって、原判断は相当である。